

「文化遺産」の統合的把握と持続可能な開発

——世界遺産条約, 無形文化遺産条約, 文化多様性条約を中心に——

久保庭 慧

はじめに

I 三つのユネスコ文化遺産保護条約における持続可能な開発の位置付け

1. 世界遺産条約

- (1) 持続可能な開発の不在と内在化
- (2) 「顕著な普遍的価値」との関係

2. 無形文化遺産条約

- (1) 持続可能な開発への明示的言及と錯綜
- (2) 持続可能な開発との実質的親和性

3. 文化多様性条約

- (1) 持続可能な開発の位置付けの明確化
- (2) 他の国際法規範との接続可能性の明示

II 文化多様性条約を通じた文化遺産の統合的把握と持続可能な開発への貢献

おわりに

はじめに

国連教育科学文化機関（以下、ユネスコ）が採択した文化遺産保護のための国際的な法的枠組みは多岐にわたるが、その中でも「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1972年）（以下、世界遺産条約）」、さらに2000年代になって立て続けに採択された「無形文化遺産の保護に関する条約（2003年）（以下、無形文化遺産条約）」、「文化的表現の多様性の保護及び促

進に関する条約 (2005年) (以下、文化多様性条約)」という三つの条約は、それらの中核を担う法的枠組みとして位置付けられている¹⁾。この点特に重要なのは、これら三つの条約のいずれもが、「持続可能な開発」の概念と密接な結びつきを有しているという点である。

周知の通り、持続可能な開発とは、「将来世代がその必要を満たす能力を損なうことなく、現在世代の必要を満たす開発」²⁾と定義される開発の考え方である。これは、「環境保護」と「経済開発」という相矛盾しうる二つの要求を調和的・統合的に理解し、その名に表れている通り、開発の「持続可能性」を確保しようとしている点に最大の特徴がある。この概念は、初めて大々的に唱えられてから30年余りの時間的経過の中で、国際社会全体で普遍的な支持を集めるに至っているが、さらに近年においては、国連総会にて持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals, 以下SDGs) が採択されたことに伴い³⁾、国際社会全体が一致して取り組むべき目標とされただけでなく、国内的にも重要な政策課題として位置付けられるようになってきている⁴⁾。

ところで、上述した三つの文化遺産保護条約はいずれも、国際社会における文化遺産保護の取り組みの様々な場面で重要なインパクトをもたらした

1) 例えば世界遺産条約は、しばしば「最も成功したユネスコ諸条約の一つ」などと評価される。このような評価としては例えば次を参照。International Council on Monuments and Sites, *Submission by ICOMOS Reflection Workshop on the Future of the World Heritage Convention* (17 October 2008), p.1. available at: <http://www.icomos.no/wp-content/uploads/2014/04/WHC-reflection-workshop.pdf> (as of 8 February 2022).

2) World Commission on Environment and Development, *Report of the World Commission on Environment and Development: Our Common Future*, UN Doc. A/42/427 (4 August 1987), Annex, p.54.

3) UNGA Resolution, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, UN Doc. A/RES/70/1 (25 September 2015).

4) 蟹江憲史「SDGs (持続可能な開発目標) の特徴と意義」『学術の動向』第23巻1号 (2018年) 8頁。

てきているが、他方でこれらの法的枠組みの検討は、対応する各条約の規定及びその実施制度などを自己完結的に参照したものが多く、各条約の相互関係を念頭に置きつつ、それらを一体のものとして把握しようとする視座は希薄であったように思われる⁵⁾。さらに、国際社会の共通目標としての持続可能な開発の重要性と、三つの条約のいずれもが持続可能な開発と密接な結びつきを有するという事実の双方に鑑みれば、これらの条約で対象とされる文化遺産は、持続可能な開発という大きな目標の下に位置付けられて把握される必要があるだろう⁶⁾。

以上のような問題意識の下、本稿では、世界遺産条約、無形文化遺産条約、文化多様性条約という三つの文化遺産保護条約と持続可能な開発概念の関係性を概観する（I）。そしてその上で、これら三つの条約のうち、文化多様性条約が持つ特性に着目し、同条約が他の二つの条約に対して及ぼす効果を検討しつつ、これまで分離して把握されることの多かった三つの条約が、持続可能な開発という大きな目標の下で、一体的に把握される

5) こうした点を意識した重要な先行研究として、Toshiyuki Kono and Steven Van Uytsel (eds.), *The UNESCO Convention on the Diversity of Cultural Expressions: A Tale of Fragmentation in International Law* (Intersentia, 2012). 同書は、文化多様性条約の採択を契機として、同条約の分析がWTO協定をはじめとする経済協定との競合の側面に偏っていたことを意識した上で、同条約が国際経済法だけでなく、国際人権法などの他の国際法領域に与える影響を包括的に分析したものである。

6) 世界遺産委員会の議長を務めたことでも知られるChristina Cameronは、これらの三つの条約と持続可能な開発に関係について、それらが異なる時代や文脈から生じたものであっても、三つの条約のいずれもが、持続可能性のアジェンダに貢献するものであり、これらの条約を基礎付ける概念枠組みは、現在の価値や認識の下で再評価されていると述べている。次を参照。Christina Cameron, "World Heritage and the diversity of cultural expressions", in Véronique Guèvremont and Diane Saint-Pierre (eds.), *Les 10 ans de la convention sur la diversité des expression culturelles (UNESCO 2005-2015): Réflexions et témoignages* (Teseopress, 2020), p.259.

可能性について模索していく(Ⅱ)。

I 三つのユネスコ文化遺産保護条約における持続可能な開発の位置付け⁷⁾

1. 世界遺産条約

(1) 持続可能な開発の不在と内在化

前述の通り、持続可能な開発概念は1987年のブルントラント委員会報告で言及されて以降、国際社会に定着し始めた概念である。従って、1972年に採択された世界遺産条約の条文中には「持続可能な開発」概念への言及は存在しない⁸⁾。しかしながら、持続可能な開発概念がその登場以降地球規模で正当性を獲得していく中で、世界遺産条約の実行もその影響力を無視することはできなくなった。そもそも、「環境保護と経済開発の調和的把握を通じた世代間・世代内衡平の確保」という持続可能な開発概念の趣旨に鑑みれば、自国の領域内に存在する世界遺産を「保護、保存、整備活用し、将来世代へ継承すること(4条)」を各締約国に義務付けた世界遺産条約は、持続可能な開発概念の基本理念と本来的に共鳴しやすいものであったと言える⁹⁾。

7) 本章において展開される、三つのユネスコ条約における持続可能な開発の規定ぶりについての記述は、以下の拙稿の記述を部分的に基にして、大幅な加筆修正を施している。久保庭慧「国際文化法と持続可能な開発」(中央大学博士論文、2019年)50-56頁。

8) Véronique Guèvremont, “The Relationship between Culture and Development in International Law”, *Japanese Yearbook of International Law*, Vol.62 (2019), p.35.

9) この点、世界遺産条約が同じ1972年に作成されたストックホルム宣言を意識しつつ採択されたことはよく知られている。同宣言の中には持続可能な開発の文言こそないが、環境保護と経済開発の統合的把握という持続可能な開発のエッセンスは宣言の随所に反映されており、従って同宣言を意識して採択され

この点、世界遺産条約は条文自体の改正をこれまで行っていないものの¹⁰⁾、その運用・実施においては、条約の実施機関である世界遺産委員会が運用指針（Operational Guidelines）を作成し、これは世界遺産条約を取り巻く様々な問題や社会状況の変遷に応じる形で、数年に一度のペースで改正されている¹¹⁾。そうした中で、2005年に改正された運用指針においては、「1972年に条約が採択された後、国際社会は『持続可能な開発』という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである」¹²⁾と規定されるに至り、条約レジームの中に持続可能な開発概念が内在化されることとなった。

(2) 「顕著な普遍的価値」との関係

このように世界遺産条約は、その制度的発展過程の中で、持続可能な開発概念を自覚的に取り込む実践を蓄積してきた。しかしながら、しばしば指摘されているように、世界遺産条約は条約によって保護の対象となった遺産の厳格な管理を締約国に要求しており、遺産を保有するコミュニティの、特に経済面における利益や利便性よりも、同条約制度の中核的概念である「顕著な普遍的価値」を優先させる傾向が強く、条約における持続可能な開発の位置付けは副次的なものに留まっている¹³⁾。

た世界遺産条約の中に、持続可能な開発概念の「遺伝子（gène）」が組み込まれていたと指摘する論者もいる。次を参照。Véronique Guèvremont, “Le développement durable: ce gène méconnu du droit international de la culture”, *Revue générale de droit international public*, Vol.116, No.4 (2012), p.802.

- 10) 世界遺産条約の37条には、同条約の改正に関する規定は一応置かれている。
- 11) 運用指針作成については、条約中に明確な根拠は見出せないが、玉田大は、11条5項及び7項にその根拠があると指摘している（玉田大「世界遺産条約——観光促進か遺産保護か？——（展開講座 国際条約の世界第16回）」『法学教室』436号（2017年）117頁）。
- 12) UNESCO, *Operational Guidelines for the Implementations of the World Heritage Convention* (2, February 2005), WHC.05/2, para.6.

例えば、ドイツにあるドレスデン・エルベ渓谷は、文化的景観として世界遺産に登録されていたが、地域住民の意思に基づいて交通渋滞緩和のために橋梁が建設されたことから、「顕著な普遍的価値」を損ねたとして2008年に世界遺産リストからの削除が決定された¹⁴⁾。この点、経済開発と環境保護の調和的把握を目指そうとする持続可能な開発の文脈の下に世界遺産の保護を位置付けるのであれば、交通の利便性という地域住民にとっての利益を、「顕著な普遍的価値」の侵害として世界遺産委員会が一方的に評価してしまうことは、世界遺産条約の普遍性・正当性という意味では望ましいものとは言えないだろう¹⁵⁾。世界遺産条約が圧倒的多数の途上国を抱える巨大レジームに成長した今、世界遺産の理念と矛盾するような様々な脅威（とりわけ経済開発、都市開発、観光開発など、開発による脅威）とどのように向きあっていくかという論点はますます深刻味を帯びてきている一方で¹⁶⁾、そのような考慮をするための用意が条約の中に必ずしも整っているとは言い難いように思われる。要するに、持続可能な開発は、世界遺産の保全によって目指されるべき目標ではなく、むしろ「顕著な普遍的

13) Lucas Lixinski, "Sustainable Development in International Heritage Law: Embracing a Backwards Look for the Sake of Forwardness?", *Australian Yearbook of International Law*, Vol.32 (2014), pp.69-70. この論文の中でLixinskiは、世界遺産条約における持続可能な開発は、どちらかという保護優勢であり、現在世代よりも将来世代を優先する傾向があることを指摘している。

14) 同事例については、さしあたり次を参照。七澤利明「ドイツエルベ川における橋の建設と世界遺産タイトルの抹消について」『国土交通省政策研究所機関誌 (PRI Reveiw)』35号 (2010年) 50-59頁。

15) 文化政策の「正負」を、当該政策の「目的」と「手段」という観点から判断して同事例を分析し、文化的景観の棄損が軽微であればこれを認めるべきだとする見解として、稲木徹「文化政策の国際的評価の視点——国際法規範に基づく国内文化政策の評価をてがかりに——」『文化政策研究』3号 (2009年) 11-12頁。

16) 松浦晃一郎『世界遺産——ユネスコ事務局長は訴える——』（講談社, 2008年）176-248頁。

価値」を維持しつつ、それを棄損しない限りで付随的に考慮される要素として位置付けられているのである¹⁷⁾。このような世界遺産条約体制の、いわばコミュニティ軽視の傾向は、世界遺産条約が本来的に持ち合わせていた「優品主義」的傾向¹⁸⁾、遺産の「冷凍保存」志向¹⁹⁾といった点と併せてしばしば批判の対象となってきたのであり²⁰⁾、それは延いては持続可能な開発の下での文化遺産ガバナンスに対する障壁となっているとさえ言える。

2. 無形文化遺産条約

(1) 持続可能な開発への明示的言及と錯綜

これに対し、2003年に採択された無形文化遺産条約は、様々な点において世界遺産条約とは基本哲学を異にしている。このことは、同条約が世界遺産条約が抱える問題点を克服し、世界遺産条約が必ずしも対象にすることができていない遺産を保護することによって、より包括的な文化遺産保護を実現しようという基本的問題意識の中から誕生したことを踏まえれば、それほど驚くべきこととは言えないだろう²¹⁾。

持続可能な開発の位置付けという点に関して言えば、無形文化遺産条約

17) Lixinski, *supra* note 13, p.69

18) 愛川フォル紀子『文化遺産の「拡大解釈」から「統合的アプローチ」へ——ユネスコの文化政策にみる文化の「意味」と「役割」——』（成城大学民俗学研究所グローバル研究センター、2010年）24、27頁

19) Lixinski, *supra* note 13, p.65.

20) さらに、こうしたコミュニティ軽視の傾向と併せて、同条約の先住民軽視の傾向もしばしば指摘されている、例えば次を参照。鈴木淳一「ラテンアメリカ及びカリブ海地域と世界遺産条約——文明間接触と先住民民族に関する国際法の観点から——」『獨協法学』113号（2020年）230-233頁。

21) 同条約については、さしあたり次を参照。七海ゆみ子『無形文化遺産とは何か——ユネスコの無形文化遺産を新たな視点で解説する本——』（彩流社、2012年）。また世界遺産条約との比較検討という観点からは次を参照。愛川、前掲注18)、特に21-25頁。

には条文中に同概念への明示的な言及が存在する。条約が採択された2003年の時点で、既にプルントラント委員会での持続可能な開発概念の提唱から16年が経過していた。この時期になると、持続可能な開発概念は、環境保護の側面だけでなく、人権保障や教育、労働、ジェンダー平等などの社会的側面にまでその射程が拡大されて論じられるようになっており、また国際社会全体が一致して取り組むべき目標、価値として、概念の重要性が承認され始めていた²²⁾。無形文化遺産条約はそのような文脈の下で採択されたものであり、前文では、無形文化遺産が「文化の多様性を推進し、持続可能な開発を保証」するものであることが宣言されている。

さらに、条約2条1項は、条約によって保護される「無形文化遺産」の定義を示した中核的規定であるが、そこにおいて、無形文化遺産とは、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」をいうとされている。そしてその上で、「この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもの」にのみ考慮が払われると規定されており、同条約で保護される無形文化遺産の定義の中に、持続可能な開発の要素が取り込まれていることが見て取れる。

とはいえ、条文への明示的な言及が存在するのだとしても、条約によって示されている無形文化遺産と持続可能な開発との関係はそれほど明晰に整理されているとは言いがたい。実際のところ、無形文化遺産は持続可能な開発の障壁となりうるものである(2条1項)と同時に、持続可能な開発に貢献するものでもある(前文)という一見矛盾した認識が同居している

22) このような持続可能な開発概念の射程の拡大については、さしあたり次を参照。矢口克也『『持続可能な発展』理念の実践過程と到達点』『総合調査報告書 持続可能な社会の構築(調査資料)』(国立国会図書館調査及び立法考査局、2010年)15-49頁。

ことから窺えるように²³⁾、条約で認識されている持続可能な開発と無形文化遺産の関係を統合的に理解するためには、一定の解釈を介在させる必要がある²⁴⁾。

(2) 持続可能な開発との実質的親和性

もちろん、狭義の条約の文言から離れて、無形文化遺産という文化遺産類型が、その性質上持続可能な開発とどのような関係に立つのかを考察することも可能である。そうした観点から見ると、無形文化遺産は持続可能な開発に親和的な特徴を多く有している。例えば、同条約は、無形文化遺産を「保護 (safeguarding)」し (1条 (a))、関係する社会、集団及び個人の無形文化遺産の尊重を確保すること (同条 (b)) を目的とするものである。こうした目的上、同条約にいう無形文化遺産の保護に際しては、世界遺産条約でいうところの「顕著な普遍的価値」のような卓越性は求められない²⁵⁾。さらに、無形文化遺産条約にいうところの「保護 (safeguarding)」は、遺産の「活性 (viability)」を確保するような措置であるとされており (2条3項)、従って定義上、遺産の経済的利用を通じた「活性」の確保も排除されているわけではない²⁶⁾。また、遺産を保持するコミュニティの利益

23) Véronique Guèvremont, “La relation entre culture et développement durable dans la convention pour la sauvegarde du patrimoine culturel immatériel: harmonie ou dissonance?”, in Lelia Lankarani and Francette Fines (eds.), *Patrimoine culturel immatériel et collectivités infra-étatiques: dimensions juridiques et régulation* (Pedone, 2012), pp.78-83.

24) こうした規定上の矛盾を統合的に解釈しようとする重要な試みとして次を参照。Toshiyuki Kono, “UNESCO and Intangible Cultural Heritage from the Viewpoint of Sustainable Development”, in Abdulqawi A. Yusuf (ed.), *Standard-setting in UNESCO: Normative Action in Education, Science and Culture* (Martinus Nijhoff, 2007), pp.237-265, esp. pp.256-260.

25) 愛川, 前掲注 18), 24-25頁。

26) 七海, 前掲注 21), 167-173頁。

への配慮が条約の作成当初から念頭に置かれていることも同条約の重要な特徴である²⁷⁾。

このように見ていくと、世界遺産条約の抱える問題点を克服するという問題意識の中から生まれた無形文化遺産条約は、少なくとも持続可能な開発を従属させるのではなく、条約が達成すべき目標として、また場合によっては条約上の保護を受けるために満たすべき条件として持続可能な開発を据えていることが窺える。しかしながら、既に述べたように、その明示的言及にもかかわらず、少なくとも条約の規定ぶりからは、条約が保護する無形文化遺産と持続可能な開発がどのような関係にあるのかは必ずしも整理されているとは言えず、この点は同条約の抱える課題の一つであると言えるだろう。

3. 文化多様性条約

こうした点を踏まえて見た時、2005年に採択された文化多様性条約は、世界遺産条約、無形文化遺産条約とは異なる二つの重要な特徴を有している。そしてこの二つの特徴にこそ、この条約の観点から、世界遺産条約と無形文化遺産条約という二つの文化遺産保護条約を再解釈する重要な意義が含まれているように思われる。以下、これら二つの特徴を順に検討していく。

(1) 持続可能な開発の位置付けの明確化

文化多様性条約に関して特筆すべき第一の特徴は、同条約が他の二つの条約に比して、文化と持続可能な開発との関係をより明示的に示した規定ぶりとなっているという点である。同条約においては、前文3段、8段、2条6項、13条、14条において「持続可能な開発」という用語への直接の言及が存在する。前文3段及び8段は、いずれも「文化の多様性が(中略)、

27) 同上、159-166頁。

コミュニティ、人民及び諸国のための持続可能な開発の推進力であること」、さらに「先住民の人々の知識体系が、持続可能な開発に積極的な貢献をすること」が確認されている。これは無形文化遺産条約の前文において確認されていた「文化の多様性を推進し、持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産」という認識と符合するものであると言える。

さらに、条約2条6項は「文化の多様性は、個人及び社会にとって豊かな資産である。文化の多様性の保護、促進及び維持は、現在及び将来の世代のための持続可能な開発にとって基本的要件である」としている。また条約13条は、「持続可能な開発における文化の統合」と題した上で「締約国は、持続可能な開発に資する条件を創出するために全ての段階における開発政策において文化を統合し、並びにこの枠組みの範囲内で文化的表現の多様性の保護及び促進に関連する側面を助長するよう努める」と規定する。

これら二つの規定は、文化あるいは文化の多様性の保護・促進・考慮が持続可能な開発に貢献することを承認しているという点では、前文の内容と共通している。他方で、持続可能な開発と文化の関係性が、それぞれ条約における基本原則、あるいは締約国の権利・義務という形で実体規定として承認されている点は、世界遺産条約はもちろん、無形文化遺産条約においても見られなかった点である²⁸⁾。

特に13条は、持続可能な開発の前提条件として文化を位置付けているのみにとどまらず、全ての部門、全てのレベルの開発プロセスにおける文化の統合を求めている²⁹⁾。「開発政策への文化の統合」が、「持続可能な開発

28) Avril Joffe, “The Integration of Culture in Sustainable Development”, in UNESCO, *Re/Shaping Cultural Policies: Advancing Creativity for Development* (UNESCO, 2018), p.169; Guèvremont, *supra* note 23, p.90.

29) David Throsby, “Article 13: Integration of Culture in Sustainable Development”, in Sabine von Schorlemer and Peter-Tobias Stoll (eds.), *The UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions: Explanatory*

に資する条件創出のために」行われ、さらに「この枠組みの中で文化的表現の多様性の保護及び促進に関する側面を助長する」という同条自身の規定ぶりから判断しても、持続可能な開発という大きな目的の下に文化を位置付ける、という両者の関係性を条約が明示的に確認していると言える。

このように、持続可能な開発を文化、文化多様性保護の目的として位置付けようとする条約13条の規定ぶりは注目に値するものである。特に、世界遺産条約、無形文化遺産条約において必ずしも明確にされていなかった持続可能な開発と文化の関係性が、文化多様性条約においては明示されているという点を踏まえれば、同条約を基軸として、ユネスコが担う文化遺産保護政策を一体性を持った形で把握することも可能であるように思われる。この点については、本稿Ⅱで改めて検討する。

(2) 他の国際法規範との接続可能性の明示

文化多様性条約に関して特筆すべきもう一つの重要な特徴は、同条約が他の国際法規範との競合の可能性を条約作成前から想定し、そうした競合を処理するための条項（抵触条項）をあらかじめ規定しているという点である³⁰⁾。同条約20条は、柱書において、「締約国は、この条約に基づく義務及び自国が締約国である他の全ての条約に基づく義務を誠実に履行すること」を確認しつつ、同条約と他の条約との相互支持（20条(a)）、さらに、自国が締約国である他の条約の解釈・適用、あるいは他の国際義務を負う

Notes (Springer, 2012), p.365. さらに、Guèvremontによれば、13条から生じる約束は、条約の目的である文化の多様性を考慮に入れることを要求しているわけではなく、むしろ全ての当事国の開発政策の中に文化の要素を取り入れることを要求するという意味でより射程の広いものであるという。Guèvremont, *surpa* note 8, p.39.

30) 同条の解釈については以下の文献が非常に詳細な検討を加えている。川瀬剛「WTO協定における文化多様性概念——コンテンツ製品の待遇および文化多様性条約との関係を中心に——(2)」『上智法学論集』57巻4号(2014年)197-203頁。

場合に同条約の関連規定を考慮すること（20条(b)）を定めている。

よく知られているように、この条約は、GATSにおける、いわゆる「文化的例外」導入の失敗を受けた対抗策として構想されたという経緯がある³¹⁾。上述した条約20条も、そうした文脈の中に位置付けられた結果、WTO諸協定との関係を念頭に置いて議論されることが多く、特に条約採択前後の論考も、多くが同条約の経済協定との関係の分析・整理に注力するものであった³²⁾。しかしながら、この条約が「貿易と文化」の問題だけではなく、本来的により広い射程を持っていることからしても、条約20条の射程を経済協定だけに限定することは適切とは言えない³³⁾。従って、同20条も、WTO協定などの経済的目的を持つ条約だけでなく、各種の環境保護条約や、人権や労働、教育問題などの社会的事項に関する条約、そして何よりも、文化保護に関する条約との関係においても適用されることが想定されなければならない³⁴⁾。

31) 一連の交渉の経緯については、以下の文献が詳しい。河野俊行「文化多様性と国際法（一）（二・完）」『民商法雑誌』135巻1号（2006年）58-101頁、135巻2号（2006年）287-316頁。

32) 代表的なものとして、次を参照。Christoph B. Graber, “The New UNESCO Convention on Cultural Diversity: A Counterbalance to the WTO?”, *Journal of International Economic Law*, Vol.9, No.3 (2006), pp.553-574.

33) Nina Obuljen, “From Our Creative Diversity to the Convention on Cultural Diversity”, in Nina Obuljen and Joost Smiers (eds.), *UNESCO’s Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions: Making it Work* (Institute for International Relations, 2006), p.20.

34) この点を意識した研究として、Antoine Guibert, “Intégration et soutien mutuel dans les Convention de 2003 et 2005: le droit international de la culture dans une perspective de développement durable”, in Véronique Guèvremont et Olivier Delas (eds.), *Regards croisés sur la convention pour la sauvegarde de patrimoine culturel immatériel et la convention sur la protection et la promotion de la diversité des expressions culturelles* (Presse de l’Université Laval, 2019), esp. pp.76-79.

世界遺産条約や無形文化遺産条約は同じ「文化」の領域に属する条約であることもあってか、文化多様性条約との相互把握という観点から漏れてしまいがちである³⁵⁾。さらに以下でも触れるように、両条約とも、他の国際条約との関係性についてはほとんど明示的に規定していない。こうした点から考えても、20条のような条項を有する文化多様性条約が介在する意義は大きいものと言える。

Ⅱ 文化多様性条約を通じた文化遺産の統合的把握と 持続可能な開発への貢献

以上に示したような文化多様性条約の持つ二つの特徴を踏まえると、同条約は、世界遺産条約と無形文化遺産条約に対してどのような影響をもたらすと言えるだろうか。以下では、文化多様性条約を媒介とした世界遺産条約、無形文化遺産条約の再解釈と、それによる三条約の統合的把握の可能性について簡単に検討していく。

この点で指摘しておくべきなのは、世界遺産条約や無形文化遺産条約単独で解釈されるよりも、一層動的な「文化遺産」概念の把握を、文化多様性条約が可能にしてくれるということである。文化多様性条約で定義され、

35) この点、Bernierは、「遺産保護の問題に関して、それが文化的表現とは異なる関心を扱い、また文化的表現とは異なる問題を惹起するという単純かつもっともな理由から沈黙が保たれているのだとしても、現在の文化的表現が将来の文化遺産となる以上、文化的表現と文化遺産が不可分であるという事実は依然として残る」と述べ、文化遺産保護の問題が文化的表現の保護・促進の問題の射程に入ることを示唆している。Ivan Bernier, “La convention sur la diversité des expressions culturelles de l’UNESCO: un instrument culturel au carrefour du droit et de la politique”, Québec, Ministère de la culture et des communications (May 2008), p.6. available at: <https://www.unescodec.chaire.ulaval.ca/sites/unescodec.chaire.ulaval.ca/files/2008mai.pdf> (as of 8 February 2022)

保護・促進の対象とされる「文化的表現」とは、「個人、集団及び社会の創造性から生じ、かつ文化的内容を有する表現（4条3項）」のことを指すとされている。この定義からすれば、世界遺産条約、あるいは無形文化遺産条約の保護対象たる「文化遺産」や「自然遺産」、あるいは「無形文化遺産」は、「個人、集団及び社会の創造性から生じた、「文化的内容を有する表現」として、文化多様性条約が定義するところの「文化的表現」に包摂されうる³⁶⁾。

まず世界遺産条約に関して言えば、文化多様性条約を通すことによって、世界遺産条約において「文化遺産」や「自然遺産」として保護の対象となる遺産が、「規格化され、また一定程度ステレオタイプ化した根拠に基づいた客観的観点だけでなく、コミュニティのアイデンティティの本質的要素としての文化的表現と結びつけて評価されるような、文化の主観的視座」³⁷⁾に基づいて保護される可能性に道が開かれる。こうした視座は、世界遺産条約における中核的概念であるところの「顕著な普遍的価値」の解釈に対し、保護すべき遺産を保有するコミュニティの主観的な認識や利益といった観点から再考を迫るものであり³⁸⁾、先述した世界遺産条約の抱える問題点を、条約の外部から規範的に是正するという意味で重要である。特に、「世界遺産を保有するコミュニティが主観的に認識する利益」という観点は、文化環境や自然環境を「保護」という観点からだけでなく、経済的な利益の「促進」という観点からも把握することを求めるという点で持続可能な開発の要請にも沿うものである。

これに対し、無形文化遺産条約に関して言えば、文化多様性条約と無形文化遺産条約の採択時期が近接していることから窺えるように、両条約

36) Federico Lenzerini, "The 1972 World Heritage Convention and the Convention on the Diversity of Cultural Expressions", in Kono and Uytzel, *supra* note 5, p.138.

37) *Ibid.*, pp.139-140.

38) *Ibid.*, p.137.

は一定の前提を共有している³⁹⁾。そのため、文化多様性条約が無形文化遺産条約に与える影響は、少なくとも文化多様性条約が世界遺産条約に与える影響ほどには大きくないかもしれない。

他方で、文化多様性条約の重要な特徴の一つであった、他の条約との相互関係という点においては、文化多様性条約は無形文化遺産条約に対して重要な影響をもたらさう。文化多様性条約と異なり、無形文化遺産条約は、他の条約との相互関係についてそれほど明示的に規定していない。この点、例えば無形文化遺産条約は、条約の保護対象たる無形文化遺産の存続や再活性化を確保するために、経済的な支援措置を採用することを締約国に求めており⁴⁰⁾、こうした措置は通商協定との両立性の問題を引き起こす可能性がある⁴¹⁾。このような問題は少なくとも条約単独では解決しえず、文化多様性条約における「文化的表現」として無形文化遺産が扱われ、また「持続可能な開発」の視座の下に置かれることが、問題解決の糸口となることは指摘できるだろう⁴²⁾。

以上のように、各々の条約において影響の内容や程度に相違はあるものの、いずれの場合においても、世界遺産条約、無形文化遺産条約において各々別個に保護の対象となっている「文化遺産」が、文化多様性条約を媒介として動的に把握・再解釈されることで、持続可能な開発というより大きな目標に対して貢献しうることが確認できる。もちろん、いずれも各々の条約単独での運用や実践によって対処することができないわけではないが、それが可能であったとしてもその規範的な根拠は脆弱なものになりが

39) Toshiyuki Kono and Steven Van Uytsel, "Intangible Cultural Heritage and the Convention on the Diversity of Cultural Expressions", in Kono and Uytsel, *supra* note 5, p.159.

40) 例えば無形文化遺産条約21条は、無形文化遺産保護のための国際協力の形態として、低利の貸付や贈与を含んだ財政援助を定めている。

41) Guibert, *supra* note 34, p.78.

42) Kono and Uytsel, *supra* note 39, p.160.

ちである。これに対し、文化多様性条約を媒介として両条約を解釈することにより、適切な規範的根拠を獲得することができるだけでなく、ユネスコの策定した文化遺産保護の枠組みの中でより統合的かつ目的志向的な文化遺産保護を実現することが可能である。

おわりに

以上、ここまで世界遺産条約、無形文化遺産条約、文化多様性条約という三つの文化遺産保護条約と持続可能な開発概念の関係性を概観した上で、持続可能な開発という大きな目標の下で、これらの条約を一体的に把握する可能性について考察してきた。

この点、特に本稿で展開したこのような考察に対して、直ちに想定される批判として、これら三つの条約はいずれも別個の条約である以上、各条約のいずれに批准するかは各国の意思に依存しており、従って、単にユネスコの主導下で成立した条約であるという事実だけでは、これら三つの条約を統合的に把握するインセンティブも根拠も希薄であるという指摘が想定されるだろう⁴³⁾。しかしながら、各国の条約への批准の有無という意思主義的な観点からの把握を離れ、ユネスコという国際機構が文化遺産保護のための政策プログラムを展開する上での法的根拠を包括的に把握することで、ユネスコがとりうる、あるいはとるべき姿勢を予め明確化しておくことは必要であろう。とりわけ、ユネスコの文化遺産保護のための法的枠組みが、そうした枠組み同士の相互参照が希薄なままに次々と定立されることによって、基本的な概念の定義等に大きなばらつきが生じ、それが条約を利用する諸国の信頼を損なっていると批判されている中で⁴⁴⁾、持続

43) とはいえ、三つの条約は194カ国（世界遺産条約、2021年時点）、180カ国（無形文化遺産条約、2021年時点）、150カ国＋EU（文化多様性条約、2021年時点）の締約国を抱えており、意思主義的な観点からもこれら三条約の相互関係の分析には一定の意義があると思われる。

可能な開発という基本概念の下で、保護されるべき文化遺産を統合的かつ一貫性のある形で把握することは、ユネスコの文化遺産保護事業に対する諸国の基本的信頼の醸成にも繋がるだろう。

また、SDGsの採択と定着に伴い、持続可能な開発が目下国際社会全体で一致して取り組むべき重要な目標とされている中で、世界遺産条約、無形文化遺産条約、文化多様性条約などの諸条約が提供する規範的基盤の積極的活用は、SDGsの文化領域における実施においても重要な役割を果たすだろう⁴⁵⁾。本稿で展開された一連の議論も、以上のような文脈を念頭に置いたものであり、SDGsの具体的な実施過程における文化遺産保護条約の活用状況の観察は、今後の検討課題である。

(文教大学国際学部専任講師)

44) Lyndel V. Prott, “UNESCO International Framework for the Protection of Cultural Heritage”, in James A. R. Nafziger and Ann M. Nicgorski (eds.), *Cultural Heritage Issues: The Legacy of Conquest, Colonization and Commerce* (Martinus Nijhoff, 2009), p.276.

45) SDGsにおける文化的目標の不在と、それを受けて今後とっていくべき対応策については、さしあたり以下の拙稿を参照。久保庭慧「持続可能な開発、持続可能な開発目標 (SDGs) と文化——国際法の視点からの考察——」『中央大学社会科学研究所年報』25号 (2021年) 223-241頁。